



大江橋法律事務所 ウエストロー・ジャパン共催 中国・ベトナム・インド法セミナーのご案内

中国については、チャイナリスクが再認識される一方で、日本企業の生産拠点・販売拠点としての重要性は変わらず、リスク対応を考慮した上での投資継続の重要性が認識されています。また、ベトナム・インドについては、チャイナプラス・ワン又は新興国市場として注目を集めています。そこで、本セミナーでは、各国の会社法・外資規制・実務の違いが各国への進出形態の選択・合弁契約・法的リスク等にどのような違いをもたらしているかという観点から、最新のトピックを踏まえて、各国の最新法律事情及び合弁契約締結のポイントについて、わかりやすく解説を行います。本セミナーを通じて、企業法務の実務を担当される皆様方に少しでも多くの情報をご提供できればと考えております。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日 時：2013年10月1日(火) 13:30～17:00(開場 13:00)
会 場：AP大阪駅前梅田1丁目(地下2階「APホール」)
大阪府大阪市北区梅田1-12-12 東京建物梅田ビル地下1F・2F
URL：<http://www.ap-osakaekimae.com/info/access.html>
申 込 先：webサイトよりお申し込みください。<http://www.westlawjapan.com/event/seminar/131001.html>
定 員：120名 ※申込み多数の場合は、抽選の上、抽選結果をご登録のメールアドレスにお送りします。
参 加 費：無料

本セミナーは、企業の法務部門のご責任者ならびに実務ご担当者を対象としています。個人のお客様や同業者(社内弁護士を除く)の方につきましてはご参加をお断りしますので、予めご了承ください。応募多数の場合は抽選にて決定しますが、抽選の際は一社につき2名様までとさせていただきます。抽選結果につきましては、お申込時にご登録いただいたメールアドレスに、開催1週間くらい前までにお送りします。

プログラム

13:30～13:35 ご挨拶
13:35～14:15 「対中投資にかかる最新法律事情」
14:15～14:50 「対ベトナム投資にかかる最新法律事情」
14:50～15:25 「対インド投資にかかる最新法律事情」
15:25～15:40 コーヒーブレイク
15:40～16:10 【製品紹介】中国・インドを対象とするWestlawファミリー各国製品のご紹介
16:10～17:00 パネルディスカッション：「紛争処理の実情と合弁契約締結のポイント」

プログラム内容・時間は都合により変更される場合があります。

プログラム

13:30～13:35 ご挨拶

13:35～14:15 「対中投資にかかる最新法律事情」

本年7月に英製薬大手グラクソ・スミスクライン(GSK)の中国法人がかかわったとされる贈賄事件(2013.7月末時点で少なくとも会社及び医療関係者18人が警察当局に拘束されたとの報道)に関連して、他の外資系製薬会社の現地法人についても関係当局が訪問調査を行う等その影響が注視されています。また、本年8月に外資系粉ミルクメーカー6社が合計して100億円を超える課徴金納付命令を受ける等、中国現法のコンプライアンス・リスクが高まっています。今回のセミナーでは、中国現地法人の運営において問題となるコンプライアンス上の問題について、ポイントを絞って解説いたします。

講師：大江橋法律事務所 高槻 史 弁護士

14:15～14:50 「対ベトナム投資にかかる最新法律事情」

ベトナム進出に当たっては、外国企業が当該事業をベトナムで行うことができるかどうかをまず知る必要があります。ベトナムでは2009年によるやく外資100%による小売業の参入が認められましたが、本年4月には、二店舗目の出店から義務付けられていた市場ニース調査を、一定規模以下の店舗には免除するなど、さらに規制を緩和する内容の通達が出されました。他方で、本年7月には港湾整備事業について、南部地域で一定期間投資を認めない方針を取るなど、かえって規制が強化される事業分野も出てきています。また、ベトナムを投資先として検討するに当たっては、汚職の問題を懸念事項として挙げる方も多いと思います。ベトナム政府は、外国企業がより安心して参入できる環境を整備するべく、今般腐敗防止法を改正し汚職行為に対する規制を強化しています。本セミナーでは、以上のように、日本企業のベトナム進出に係わる法規制や手続に関し、特に近時の改正点に焦点を当てて解説いたします。

講師：大江橋法律事務所 川島 裕理 弁護士

14:50～15:25 「対インド投資にかかる最新法律事情」

昨年9月に複数ブランド小売業(総合小売業)への投資が出資割合51%まで政府承認を条件に解禁され、また、政府承認を条件に出資割合100%までの投資が解禁されていた単一ブランド小売業について本年7月に出資割合49%まで自動承認されることになるなど、外資への解放政策が進められています。また、昨年12月に下院を通過していた新会社法について、本年8月には上院をも通過し、残すは大統領の承認のみで、いよいよ新会社法の施行が間近に迫っています。今回のセミナーでは、日系企業がインドに進出するに際して、どのような点に注意する必要があるかを、近時の外資規制の緩和及び新会社法の内容と絡めて、ご紹介したいと思います。

講師：大江橋法律事務所 谷内 元 弁護士

15:25～15:40 コーヒーブレイク

15:40～16:10 【製品紹介】中国・インドを対象とするWestlawファミリー各国製品のご紹介

中国・インド等、アジア各国への進出に際し、制度を把握することが非常に重要であることは、言葉待ちません。各国の実際の法運用の把握は難しいものでありますが、しかしながらその前提としての法文を確認しておくこともまた、決して不要なことにはなりません。今回は、弊社グループ内にて提供しております各国法製品、とりわけ、中国法製品「Westlaw China」および、インド法製品「Westlaw India」を中心に、ご紹介致します。

講師：ウエストロー・ジャパン株式会社 上田 茂斉 コンサルティンググループマネージャー

16:10～17:00 パネルディスカッション：「紛争処理の実情と合併契約締結のポイント」

海外での合併契約締結のポイントについては、共通する部分もありますが、他方で各国の法制度の違い、裁判制度・実務の違い等によって考慮すべき事項にも違いがでてくることもあります。今回のセミナーでは、紛争処理の実情を踏まえた合併契約締結のポイントについて、パネル・ディスカッション方式で解説いたします。

講師：大江橋法律事務所 竹平 征吾 弁護士、高槻 史 弁護士、川島 裕理 弁護士、谷内 元 弁護士

(プログラム構成・内容は変更となる場合があります。予めご了承ください)

講師紹介

大江橋法律事務所

竹平 征吾 弁護士

1997年大阪大学法学部卒業 / 2000年弁護士登録 / 2005年米国ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M.) / 2006年ニューヨーク州弁護士登録

高槻 史 弁護士

1998年慶応義塾大学法学部卒業 / 2000年弁護士登録

川島 裕理 弁護士

2003年神戸大学法学部卒業 / 2004年弁護士登録 / 2010年米国南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.) / 2011年ニューヨーク州弁護士登録

谷内 元 弁護士

2002年同志社大学法学部卒業 / 2004年弁護士登録 / 2010年米国シカゴ大学ロースクール卒業(LL.M.) / 2011年ニューヨーク州弁護士登録

ウエストロー・ジャパン株式会社

上田 茂斉 コンサルティンググループ マネージャー

法律事務所、大手企業、官公庁、大学・法科大学院を対象に「Westlaw Japan」および「Westlaw International」を中心に据えたリーガルリサーチ関連の講習及びトレーニングセミナーを担当。

会場アクセス

駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- | | | | |
|----------------|-------------|---------------|------------------|
| ・JR「大阪駅」 | 中央南口より徒歩約2分 | ・地下鉄谷町線「東梅田駅」 | 中東改札・中西改札より徒歩約2分 |
| ・JR東西線「北新地駅」 | 東改札口より徒歩約3分 | ・阪急「梅田駅」 | 2F中央改札口より徒歩約5分 |
| ・地下鉄御堂筋線「梅田駅」 | 南改札より徒歩約2分 | ・阪神「梅田駅」 | 東・西改札口より徒歩約2分 |
| ・地下鉄四つ橋線「西梅田駅」 | 北改札より徒歩約3分 | | |

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：support@westlawjapan.com 0120-100-482 (月～金 9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS



WL1069_201308_FD

